

八代生活環境事務組合公告第 17 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
第19条第6項及び第21条の規定に基づき、八代生活環境事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画による取組の実施の状況及び女性の職業選択に資する情報を次のとおり公表する。

令和8年10月2日

八代生活環境事務組合管理者 藤 本 一 臣



令和 7 年度 八代生活環境事務組合特定事業主行動計画 (第 3 期計画) に基づく取り組みの実施状況の公表

令和 8 年 1 0 月

八代生活環境事務組合特定事業主行動計画（第 3 期計画）に基づく取り組みの実施状況について、数値目標に対する実績を公表します。

目標項目	令和 7 年度実績	数値目標	目標期限
① 採用した職員に占める女性職員の割合	2 5 %	3 0 %	令和 1 2 年度
② 男女の平均継続勤務年数の差異	1 0 . 2 1 年	8 年	
③ 年次有給休暇の年間平均取得日数	1 4 . 1 日	1 5 日	
④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	0 %	2 0 %	
⑤ 男性の育児休暇取得率	—	5 0 %	
⑥ 配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率	—	1 0 0 %	

※) 注記

- ① は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年度の数値（採用試験を実施しなかった年度を含み、合格者がいなかった試験を除く。）
- ② 、④ は令和 7 年 4 月 1 日時点の数値
- ③ は令和 7 年 1 月～令和 7 年 1 2 月の数値
- ⑤、⑥ は令和 7 年度の数値（当該年度に対象となった者に限る。）

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：八代生活環境事務組合

令和8年10月2日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	87.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	98.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	106.5%
11～15年	—%
6～10年	88.8%
1～5年	102.3%

【説明欄】

- ・「—」の欄は、女性職員がいない、または男性職員・女性職員が1名ずつのため記載なし。
【男性の給与に対する女性の給与が低くなっている要因】
- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多いため。
(扶養手当の受給者に占める男性の割合：92.9%)
- ・ 女性の平均年齢が男性を下回っており、男性に比べ、女性の平均継続勤務年数が短いため。
(平均継続勤務年数 男性：19.5年、女性：9.29年)

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0%

【説明欄】

- ・ 現在管理職に就く年代の女性職員がいないことが要因であると考えられる。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	0%
本庁課長補佐相当職	66.7%
本庁係長相当職	20.0%

【説明欄】

- ・ 職員全体に占める女性職員の割合は21.2%で、課長補佐相当職においては女性の割合が高く、女性職員の管理職への登用が進んでいる状況である。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—%	—%	—%	—%
1 週間以上 2 週間未満	—%	—%	—%	—%
2 週間以上 1 月以下	—%	—%	—%	—%
1 月超 3 月以下	—%	—%	—%	—%
3 月超 6 月以下	—%	—%	—%	—%
6 月超 9 月以下	—%	—%	—%	—%
9 月超 12 月以下	—%	100%	—%	—%
12 月超 24 月以下	—%	—%	—%	—%
24 月超	—%	—%	—	—

【説明欄】

- ・ 常勤の男性職員については、育児休業取得対象の職員がいなかったため、「—」で表記している。
- ・ 現在、会計年度任用職員は在籍していない。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	1.35 時間／月
内部部局等以外	—時間／月

【説明欄】

- ・ 近年は減少傾向にあるが、令和 7 年度は災害対応のため令和 6 年度と比べて増加している。
(令和 6 年度：1.14 時間／月)
- ・ 本組合に出先機関はないため、内部部局等以外は「—」で表記している。